

# 平成22年政策評価報告書

担当部署

交通部

## 1 重点目標

交通死亡事故抑止対策の推進

## 2 目指す方向

平成22年推進・評価計画表のとおり

## 3 達成目標・評価方法

平成22年推進・評価計画表のとおり

## 4 施策の内容と評価結果

施策の内容	前年の課題等を踏まえた取組施策の評価結果 (◎効果 ☆特筆事項 ●問題点・今後の課題等)												
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ 人身交通事故件数及び交通事故死傷者数については抑止目標として設定していた「交通事故死傷者数2,350人以下、人身交通事故件数1,860件以下」を達成したことから、高齢者を中心とした交通事故防止対策による一定の効果が現れたと認められる。ただし、交通事故死者数については42人と抑止目標として設定していた「交通事故死者数28人以下」を達成できなかった。</li> <li>◎ 飲酒運転による人身交通事故件数は前年より減少したことから、飲酒運転根絶対策による一定の効果が現れたものと認められる。</li> <li>◎ バリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の増設や交通弱者に配慮した交通規制の見直しなど安全・安心な交通環境の整備が着実に進んでいるものと認められる。</li> <li>● 交通事故抑止に向けて県警が設定していた抑止目標のうち、「交通事故死者数28人以下」については抑止目標を大幅に上回り、達成できなかったことから、早急に交通死亡事故の原因を分析するなど対策を講じる必要がある。</li> <li>● 前年には発生が無かった飲酒運転による交通死亡事故が6件も発生したことから、効果的な飲酒運転の取締り対策を講じる必要がある。</li> <li>● 今後とも、安全・安心な交通環境の構築に向けて、交通安全施設の高度化や交通実態に応じたきめ細やかな交通規制の見直し等を継続して推進していく必要がある。</li> </ul>												
① 高齢者を中心とした交通事故防止対策の推進	<p>【鳥取県の交通事故発生状況の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H18年</th> <th>H19年</th> <th>H20年</th> <th>H21年</th> <th>H22年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人身交通事故件数</td> <td>2,878件</td> <td>2,539件</td> <td>2,138件</td> <td>1,952件</td> <td>1,812件(-140件、-7.2%)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	人身交通事故件数	2,878件	2,539件	2,138件	1,952件	1,812件(-140件、-7.2%)
区分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年								
人身交通事故件数	2,878件	2,539件	2,138件	1,952件	1,812件(-140件、-7.2%)								

死者数	39人	34人	30人	37人	42人(+5件、+13.5%)
死傷者数	3,737人	3,270人	2,763人	2,476人	2,315人(-161件、-6.5%)

◎ 総合的な交通事故抑止対策を実施した結果、第8次鳥取県交通安全計画の抑止目標「交通事故死傷者数3,400人以下とする。」及び県警の目標とした「人身事故件数1,860件以下、死傷者数2,350人以下」を達成することができた。

【高齢者に対する参加・体験・実践型等の交通安全教育参加者数の推移】

区分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
高齢者に対する参加・体験・実践型等の交通安全教育	20,305人	20,838人	20,266人	25,856人	23,544人(-2312人、-8.9%)

◎ 夏の交通安全県民運動の初日である平成22年7月14日から3か月間、「高齢者訪問2万人活動」と称し、高齢者宅を訪問して交通安全短時間講習及び反射材の貼付活動を行い、さらに、同年10月20日から平成23年3月31日までの間、障がい者を対象に加えて「高齢者等訪問2万人活動」と称し、高齢者等の自宅を訪問して交通安全短時間講習等とともに治安等に対する要望把握活動を行っているところであるが、これらの取組を推進した結果、交通事故死者数に占める高齢死者の割合は、45.2%(42人中19人)で平成15年以来7年振りに50%以下となった。

◎ 各種高齢運転者対策を継続的に実施した結果、高齢運転者第一当事者数は減少(337人、前年対比-42人)した。

☆ 平成21年6月1日から75歳以上の高齢運転者を対象として開始した講習予備検査は、平成22年中、7,720人が受検し、記憶力及び判断力の検査並びにその検査結果に基づく実車指導等を行い、個々の能力に応じた安全運転を指導した。また、70歳以上の高齢運転者を対象とする高齢者講習を実施(12,467人参加)し、高齢運転者の交通事故防止対策を図った。

☆ 運転免許証の自主返納者に対する支援対策として、平成22年12月21日、鳥取県ハイヤータクシー協会等と鳥取県警察本部が協定を結んだ結果、平成23年1月1日から、運転経歴証明書の提示者に対してタクシー運賃を1割引する制度等を開始することとなった。

☆ 高齢者の交通安全意識を高め、交通死亡事故を抑止することを目的とし、県民に親しみやすい鳥取県の特産品「あごちくわ」を活用した交通安全標語を作成し、交通安全の広報や講習会に活用した。

☆ 鳥取、倉吉、米子警察署を中心にシルバー・セイフティ・インストラクターによる可搬式運転適性検査器等を活用した参加・体験・実践型運転者教育を実施した。(可搬式運転適性検査器使用による運転者教育 99回、610人参加)

● 交通事故死者は、第8次鳥取県交通安全計画の交通事故死者の抑止目標「38人以下」及び県警の交通事故死者の抑止目標「28人以下」を上回り、目標を達成するには至らなかった。

● 自動車運転中の死者数は、前年に比べ増加(22人、前年対比+2人)し、うち高齢運転者の死者数は減少(8人、前年対比-2人)したが、高齢者以外の運転者の死者数は増加(14人、前年対比+4人)したことから、高齢運転者に対する安全教育を継続して推進するとともに、高齢者以外の運転者に対する安全教育を推進していく必要がある。

● 歩行中死者(9人)、自転車乗用中死者(4人)のうち8人が高齢者であり、また、その半数が夜間の被害

(8人中4人、50.0%)であることから、今後とも高齢者に対する継続的な交通安全指導と反射材の普及促進活動を継続していく必要がある。

② 飲酒運転根絶対策の推進

【悪質交通違反検挙状況の推移】

区 分	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年
悪質交通違反(注)検挙件数	24,774件	25,995件	23,111件	19,776件	24,497件 (+4,721件、+23.9%)
飲酒運転の検挙件数	506件	292件	164件	159件	129件 (-30件、-18.9%)

(注) 無免許、飲酒、速度超過、信号無視、一時不停止、歩行者妨害、はみ出し禁止違反、踏切通行違反をいう。  
 ◎ 年3回(5月、7月、11月)飲酒運転取締り強化旬間を設定して取締りを強化し、飲酒運転に起因する重大事故抑止を図った結果、飲酒運転による人身交通事故が減少した。(飲酒運転による人身交通事故20件(前年対比-2件、-9.1%))  
 ☆ 関係機関・団体への働き掛けによる飲酒運転根絶気運の高揚対策及びハンドルキーパー運動普及に関する広報啓発活動を実施するとともに、飲酒運転を助長する周辺者三罪(車両等提供、酒類提供、車両同乗)について積極的な捜査を推進し、7件(車両等提供罪1件、同乗罪6件)を検挙した。  
 ● 飲酒運転の検挙件数が減少したほか、平成21年は発生を見なかった飲酒運転が関係する交通死亡事故が6件発生したことから、広報啓発活動及び指導取締りをより一層積極的に推進する必要がある。

③ 安全・安心な交通環境の整備

【交通安全施設の整備状況】

区 分	実施数	区 分	実施数
信号機の新設	11基	道路標識の自発光化	32本
信号機の高度化(注1)	59基	交通規制の見直し(新設)	403箇所
バリアフリー対応型信号機の整備(注2)	17基	交通規制の見直し(変更)	157箇所
信号のLED化 (車灯13式、歩灯14式)	27式	交通規制の見直し(廃止)	70箇所
道路標識の大型化	12本	エスコートゾーンの整備(注3)	20箇所

(注1) 交通管制センターのエリアに組み入れ他の信号機と連携させたり、右折矢印信号等の設置や車両感知器を設置して交通量に応じて信号秒数を伸縮させる等の制御ができるように改良するもの。  
 (注2) 信号機の青表示を電子音響による鳥の鳴き声(ピヨピヨ、カッコー)等で知らせる装置や視覚障がい者が携帯しているペンダント形等の発信機(シグナルエイド)に感応しての押ボタンを押さなくても押ボタン信号機等の歩行者信号が青に変わる装置を設置するもの。  
 (注3) 横断歩道上に突起体の列(点字ブロックのようなもの)を設置するもの。

- ◎ 前年に引き続き、歩行者、特に高齢者や身体障がい者が安心して通行できる交通環境及び安全で円滑な交通環境の整備を柱に、信号機等の交通安全施設の整備と効果的な交通規制を一体的に実施するなど総合的なバリアフリー対策を推進した。また、交通規制については、県民の意見・要望を検討しながら、道路構造と交通実態の変化等交通環境に応じた見直し等を推進した。
- 前年に引き続き、更なる安全かつ円滑な道路交通の実現に向け、交通管制エリアの拡大、信号機の高度化、信号灯器のLED化、道路標識の大型化・高輝度化等の推進及び交通実態に応じたきめ細かい交通規制の見直し等を継続して推進していく必要がある。また、関係機関等と連携した自転車の通行空間の整備を推進する必要がある。